

水濁法改正および化管法改正について

令和6年7月19日
環境保全課

水質汚濁防止法

法の目的（法第1条）

公共用水域及び地下水の**水質の汚濁の防止**を図り、**国民の健康を保護し、生活環境を保全**
工場及び事業場から排出される汚水及び廃液による**健康被害者の保護**



工場及び事業場から
公共用水域に排出される水の排出を規制

工場及び事業場から
地下に浸透する水の浸透を規制

工場排水対策

健康被害者の保護に関わる無過失損害賠償責任に関する規定の適用を受けるのは、施設の種類や規模に限定しない。

第1条 この法律は、**工場及び事業場**から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに…

特定事業場

特定事業場とは、**特定施設※を設置する**工場又は事業場

- ・ 敷地から排出する水（排水）の規制
- ・ 排水の自主測定義務
- ・ 有害物質を含む水の地下浸透の禁止

など

※ 特定施設については後段で説明

特定事業場 | 排水の規制（法第3条）

一律排水基準（排水基準を定める省令）

生活環境項目	健康項目(有害物質)
pH、BOD、COD、SSなど 全15項目	カドミウム及びその化合物、 シアン化合物など 全28項目
排水が50m ³ /日以上 の特定事業場のみ	全ての特定事業場

水質汚濁防止法政省令の改正について

測定項目	基準値	施行日
六価クロム化合物 （健康項目）	0.2[mg/L]	R6.4.1
大腸菌数 （生活環境項目）	800[CFU/mL] ※CFUはコロニーの数	R7.4.1

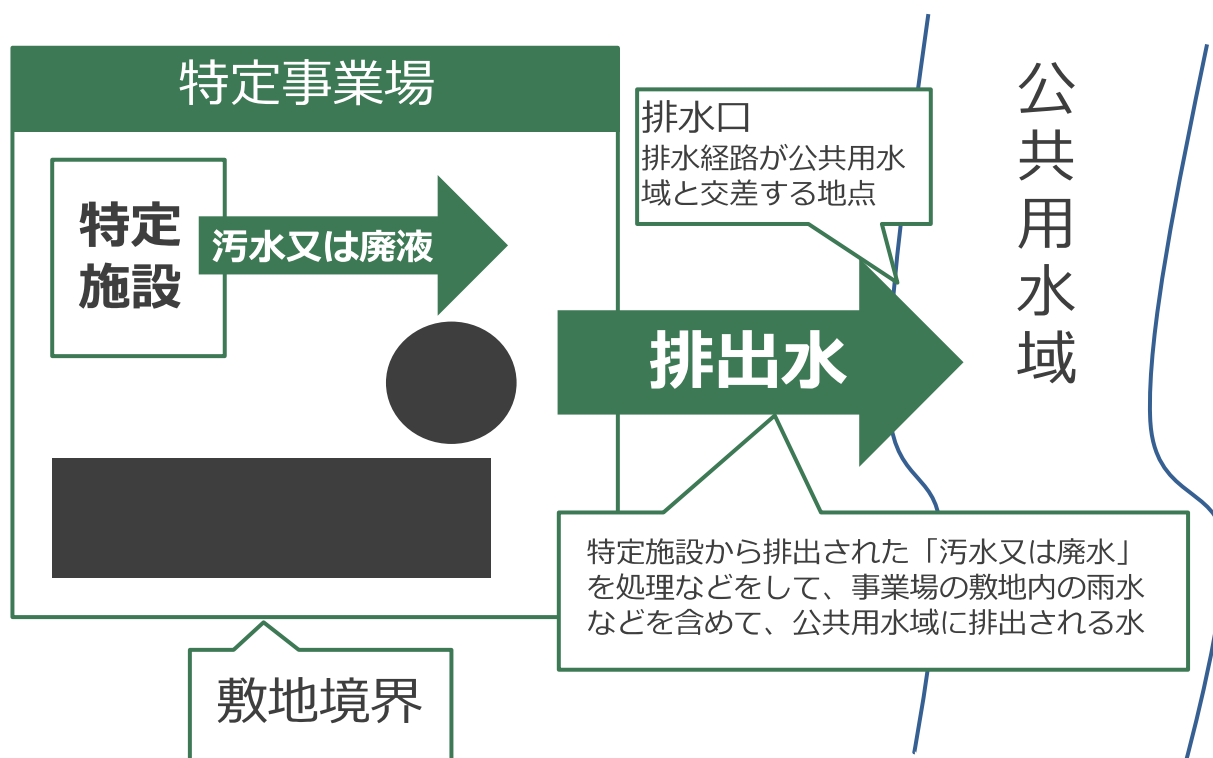
この法律において「特定施設」とは、**次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液**を排出する施設で政令で定めるものをいう。
（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項）

- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

= 汚水又は廃液の要件

特定事業場 | 汚水又は廃液と排水水



特定事業場 | 特定施設に係る届出の例

事由	届出期限	関係条項
特定施設等の設置	事前 ※	5 条
特定施設等の構造等の変更	事前 ※	7 条
代表者の変更、社名の変更、施設廃止など	30日以内	10条
会社の合併など	30日以内	11条

※ 届出の受理後60日は審査期間として実施制限あり。
 ただし、審査の結果、問題がないと認められるときは、
 60日の期間を短縮することができる。

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第1号。以下「改正政令」という。）が令和6年1月4日に、また、「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年環境省令第4号。以下「改正省令」という。）が令和6年1月25日に、それぞれ公布された。これに伴い、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部を改正する件」（令和6年2月環境省告示第4号）が令和6年2月5日に、また、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件」（令和6年3月環境省告示第11号）が令和6年3月13日に、それぞれ公布された。

これらの改正は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止等のため、**六価クロム化合物の排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準等を改正**するとともに、よりの確にふん便汚染を捉えるため、**大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直したものであり、六価クロム化合物に係る改正事項は令和6年4月1日から施行し、大腸菌数に係る改正事項は令和7年4月1日から施行することとしている。**

その実施に当たっては、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令等の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 水質汚濁防止法施行令等の改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、令和3年10月7日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第62号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第63号）が公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち六価クロムの基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更されるとともに、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数へ変更された。

（令和3年10月環境省告示第63号）が公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち六価クロムの基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更されるとともに、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数へ変更された。

このことを踏まえ、令和5年6月27日に「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」、令和5年

11月28日に「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出の規制に係る基準等の見直しについて（答申）」が、中央環境審議会から答申された。

これらの答申を受け、水質汚濁防止法施行令等の改正を行うこととしたものである。

第2 改正の内容

1 有害物質の排水基準等の改正関係（六価クロム化合物関係）

（1）排水基準について

1）一般排水基準

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下、「法」という。）第3条第1項に基づき定められる排水基準（以下「一般排水基準」という。）のうち、六価クロム化合物に係る許容限度について、0.5mg/Lから0.2mg/Lに改めることとした。

2）暫定排水基準

一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる業種に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正省令の施行の日から3年間（令和9年3月31日まで）に限って適用する暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定した。

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下、「令」という。）別表第1第74号いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場等については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとした。

一の特定事業場が電気めっき業以外の業種にも属する場合、当該特定事業場については、暫定排出基準を適用することとした。

3）適用猶予

改正省令に基づく排水基準（一般排水基準及び暫定排水基準）は、改正省令の施行の日以後新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正省令の施行の際現に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、法第12条第1項の適用を一定期間猶予することとした。猶予期間は、改正省令施行の日から6月間（令和6年9月30日まで。令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間（令和7年3月31日まで。））である。

（2）地下水浄化基準について

法第14条の3第1項に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する基準のうち、六価クロム化合物に係る基準値について0.05mg/Lから0.02mg/Lに改めることとした。

（3）特定事業場に係る地下浸透規制について

（4）に示す検定方法の改正に伴い、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法」（平成元年8月環境庁告示第39号）の別表下欄に定め

る六価クロム化合物に係る「当該有害物質が検出されること」の要件となる値について、0.04mg/Lから0.01mg/Lに改めることとした。

(4) 検定方法等について

「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月環境庁告示第64号)、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法」及び「水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法」(平成8年9月環境庁告示第55号)に定める六価クロム化合物に係る検定方法及び測定方法について、引用している日本産業規格(以下「JIS」という。)K0102(工場排水試験方法)をJIS K0101(工業用水試験方法)と統合し、工業用水・工場排水試験方法として、新たに5部編成の規格群として分冊化する作業が進んでいることから、分冊後のJIS K0102-3に定める方法に改めることとした。

また、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境大臣が定める検定方法」及び「水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法」における六価クロム化合物の検定方法及び測定方法から、フレイム原子吸光分析法を除外することとした。

2 水の汚染状態を示す項目等の改正関係(大腸菌数関係)

(1) 水の汚染状態を示す項目について

令第3条第1項において定める水の汚染状態を示す項目のうち、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることとした。

(2) 排水基準について

法第3条第1項に基づき定められる大腸菌群数に係る排水基準を、大腸菌数について1ミリリットルにつき800コロニー形成単位とする排水基準に改めることとした。

(3) 検定方法について

「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」のうち、大腸菌群数に係る検定方法について大腸菌数に係る検定方法に改めることとした。

なお、検定方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に規定する方法としている。同省令に規定する方法は、「下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令」(令和6年国土交通省・環境省令第1号)において、大腸菌数の検定方法として5-ブロモ-4-クロロ-3-インドリル- β -D-グルクロニドを含む寒天培地を用いたものを規定するとともに、試料の採取後、検定に着手すべき時間が見直されている。この検定方法の詳細な作業方法等について別紙に示すので参考にされたい。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

1 六価クロム化合物について

(1) 排水基準改正の経緯

平成30年9月に内閣府食品安全委員会において評価された有毒性をもとに令和2年4月に水道水質基準の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正され、令和4年4月には人の健康の保護に関する環境基準の基準値も0.05mg/Lから0.02mg/Lへ改正された。

これを受けて水質汚濁防止法（以下「法」という。）で定める排水基準が、令和6年1月25日に0.5mg/Lから0.2mg/Lに改正された。

(2) 六価クロム化合物の主な用途

六価クロム化合物は国内ではクロム酸やクロム酸塩などが表面処理剤、顔料及び染料として使用される。表1に主な用途の詳細を示す。

表1 六価クロム化合物の主な用途

物質名	用途
重クロム酸アンモニウム	グラビア印刷の写真製版、染料・染色、有機合成の酸化剤・触媒
重クロム酸カリウム	顔料の原料、染色用剤、酸化剤・触媒、マッチ・花火・医薬品などの原料、着火剤
クロム酸ナトリウム	酸化剤
重クロム酸ナトリウム	クロム化合物の原料、顔料・染料などの原料、酸化剤・触媒、金属表面処理（クロメート）、皮なめし、防腐剤、分析用試薬
クロム酸	顔料の原料、釜業原料、研磨剤、酸化剤、メッキや金属表面処理（クロメート）
クロム酸ストロンチウム	塗料や絵の具の原料
クロム酸亜鉛	錆止め塗料の原料
クロム酸カリウム	クロム酸塩の製造、酸化剤、媒染剤、顔料、インキ

令和5年2月 六価クロム化合物の排水基準等に係る検討会資料
(環境省水・大気環境局水環境課)

2 大腸菌数について

・排水基準改正の経緯

ふん便汚染の指標としては、大腸菌 (*Escherichia coli*) を採用することが検討されたが、環境基準設定当時（昭和45年）の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が採用された。

大腸菌群数については、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も検出されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。

こうした状況を踏まえて、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことから、生活環境の保全に関する環境基準である大腸菌群数については、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として、令和4年4月に大腸菌数へ見直され、また、排水基準^{※1}についても令和6年1月25日に大腸菌群数日間平均3,000個/cm³相当にあたる大腸菌数日間平均800CFU^{※2}/mLへ改正された。

※1 大腸菌数の排水基準が対象となるのは、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の工場・事業場

※2 CFUは培地内のコロニー形成単位

大腸菌数：ふん便のみに存在する菌種Aを対象に測定している。

大腸菌群数：菌種A以外にもふん便から検出されるが元来土壌や水中を生息場所としている菌種B及び土壌や水中を生息場所としている非ふん便性の菌種Cも検出される。

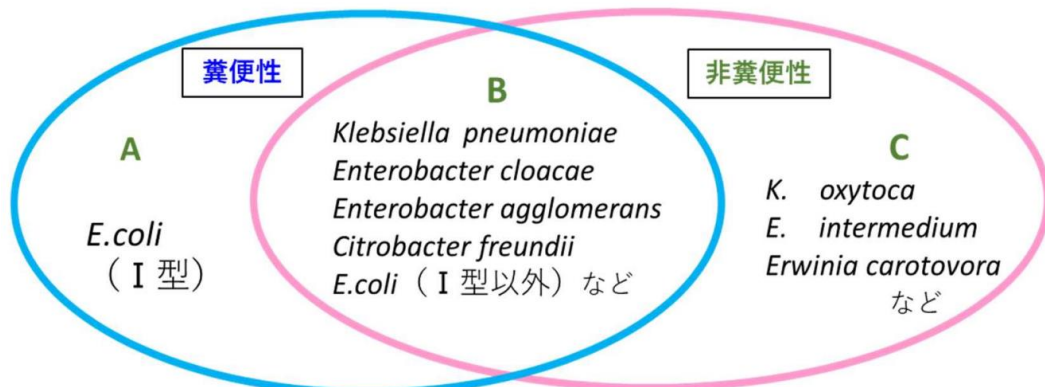


図1 大腸菌群とふん便の関係

令和5年2月 大腸菌群数の排水基準等に係る検討会資料（環境省水・大気環境局水環境課）